

点検手入れ計画システム化導入実証業務委託契約書

- 1 業 務 名 点検手入れ計画システム化導入実証業務委託
- 2 利 用 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 利 用 期 間 令和7年 月 日 から 令和8年 月 日まで
- 4 契約保証金

岩手県（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供する「点検手入れ計画システム化導入実証」の利用に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙「点検手入れ計画システム化導入実証仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を、上記利用料及び利用期間をもって甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は本サービスの提供をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託業務完了報告及び完了確認）

第2条 乙は、点検手入れ計画システム化導入実証仕様書に定める環境構築作業を完了したときは、「点検手入れ計画システム環境構築作業完了報告書」（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

（利用料の請求等）

第3条 乙は、前条に定める甲の確認により委託業務が適正に提供されたと認められたとき、又はサービスを提供した翌月に利用料を「点検手入れ計画システム利用料請求書」（様式第2号）により請求するものとする。ただし、利用最終月は利用最終日の翌日から請求できるものとする。各月の支払いの金額については別表のとおりとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（違約金）

第4条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、利用料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（遅延利息）

第5条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、利用料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払日までの日数に応じ、支払を遅延した利用料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（1）乙がサービスを実施することができなくなったとき。

（2）乙が電子点検表サービス利用仕様書に定める仕様に適合させるための甲の指示に従わなかったとき。

(3) 乙が第2条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(4) 乙が不正の手段により利用料の支払を受けたとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ サービスを実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(6) 乙がその他この契約に違反したとき。

2 前項第2号から第6号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として利用料の総額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、利用料の支払があつた後においても適用するものとする。

（暴力団等の通報）

第7条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（契約解除に伴う特例）

第8条 第6条第1項第1号の規定により、この契約が解除された場合において、サービスの一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

（利用料の返還）

第9条 乙は、第6条第1項第2号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合において、既に利用料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、利用料を返還するものとする。

（延滞金）

第10条 乙は、前条の規定により利用料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法

施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）第36条の規定により本庁の出納員に支出票又は振替票の送付を行った時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、当該サービスの実施によって知り得た甲のいかなる業務上の事柄も、第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（データ等の権利帰属）

第13条 サービスの提供のため甲が乙に提供した資料、サービスを利用して甲が作成した資料及びそのデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

（データ等の廃棄）

第14条 乙は、利用期間満了後において、甲が認めた場合を除いて、データ等の確実な消去を行い、甲に報告すること。

（協議）

第15条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 岩手県
電気事業管理者
企業局長 小島 純

乙 （住所）
（会社名）
（代表者 氏 名）

様式第1号

年 月 日

岩手県企業局長 様

住 所

受注者

点検手入れ計画システム環境構築作業完了報告書

このことについて、点検手入れ計画システム化導入実証仕様書に従い、下記の作業を実施したので報告いたします。

記

1 作 業 内 容 環境構築

2 実 施 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 2 号

年 月 日

岩手県企業局長 様

住 所

受注者

点検手入れ計画システム利用料請求書

点検手入れ計画システム化導入実証契約書に従って実施したサービス提供の利用料を次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
請 求 内 容	利 用 料 (月 分)
振 込 先 銀 行 名	銀行 店 預金 (口座番号 :)

別表

各月の請求金額

令和 7 年 9 月分	円
令和 7 年 10 月分	円
令和 7 年 11 月分	円
令和 7 年 12 月分	円
令和 8 年 1 月分	円
令和 8 年 2 月分	円
令和 8 年 3 月分	円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項